資料３

（仮称）青森市環境基本計画

（素案）

令和９年〇月

青森市

～ 目 次 ～

第１章　基本的事項 1

1　計画策定の趣旨・背景 1

2　計画の位置付け 1

3　計画の構成 3

4　計画期間 3

5　ＳＤＧｓとの関連性 3

第２章　計画の目標 4

1　めざす将来像 4

2　基本目標 5

3　対象の範囲 6

第３章　環境に関する施策 7

1　施策の体系 7

基本目標１　自然環境の保全と地域との共生 8

基本目標２　快適な生活環境の確保 12

基本目標３　循環型社会の実現 16

基本目標４　脱炭素社会の実現 19

基本目標５　環境に配慮する人の育成 24

第４章　環境への配慮行動 26

1　環境への配慮行動 26

第５章　計画の推進 29

1　計画の推進に向けて 29

2　計画の進行管理 29

資料編 30

1　青森市の概要 30

2　計画策定の経過 32

3　青森市環境審議会委員名簿 32

4　関係法令等 33

5　用語解説 40

第１章　基本的事項

１　計画策定の趣旨・背景

環境を取り巻く状況は日々大きく変化しており、国は、令和６（2024）年５月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、気候変動・生物多様性の損失・汚染という３つの危機に対し取り組み、『循環共生型社会』の構築を通じて国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

また、青森県では令和７（2025）年７月に「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」を施行し、自然・地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形での共生に向けた新たな制度が運用されました。

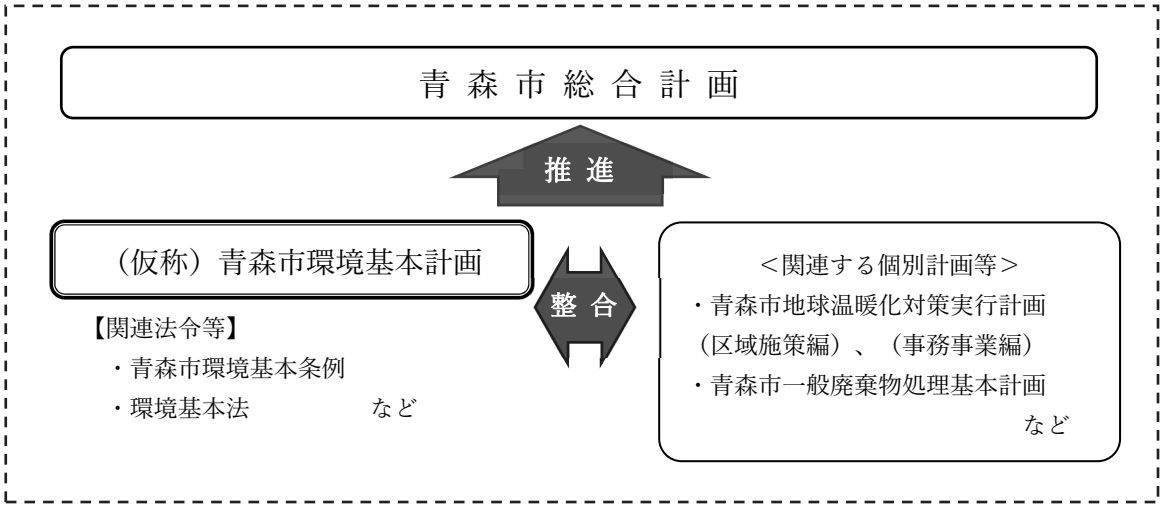
このような状況の中、本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、近年の地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、様々な問題が顕在化していることから、本市の環境行政の実行性を高めるため、令和７年12月に制定した青森市環境基本条例第８条に基づき、環境分野における基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来世代へ良好な環境を継承しようとするものです。

２　計画の位置付け

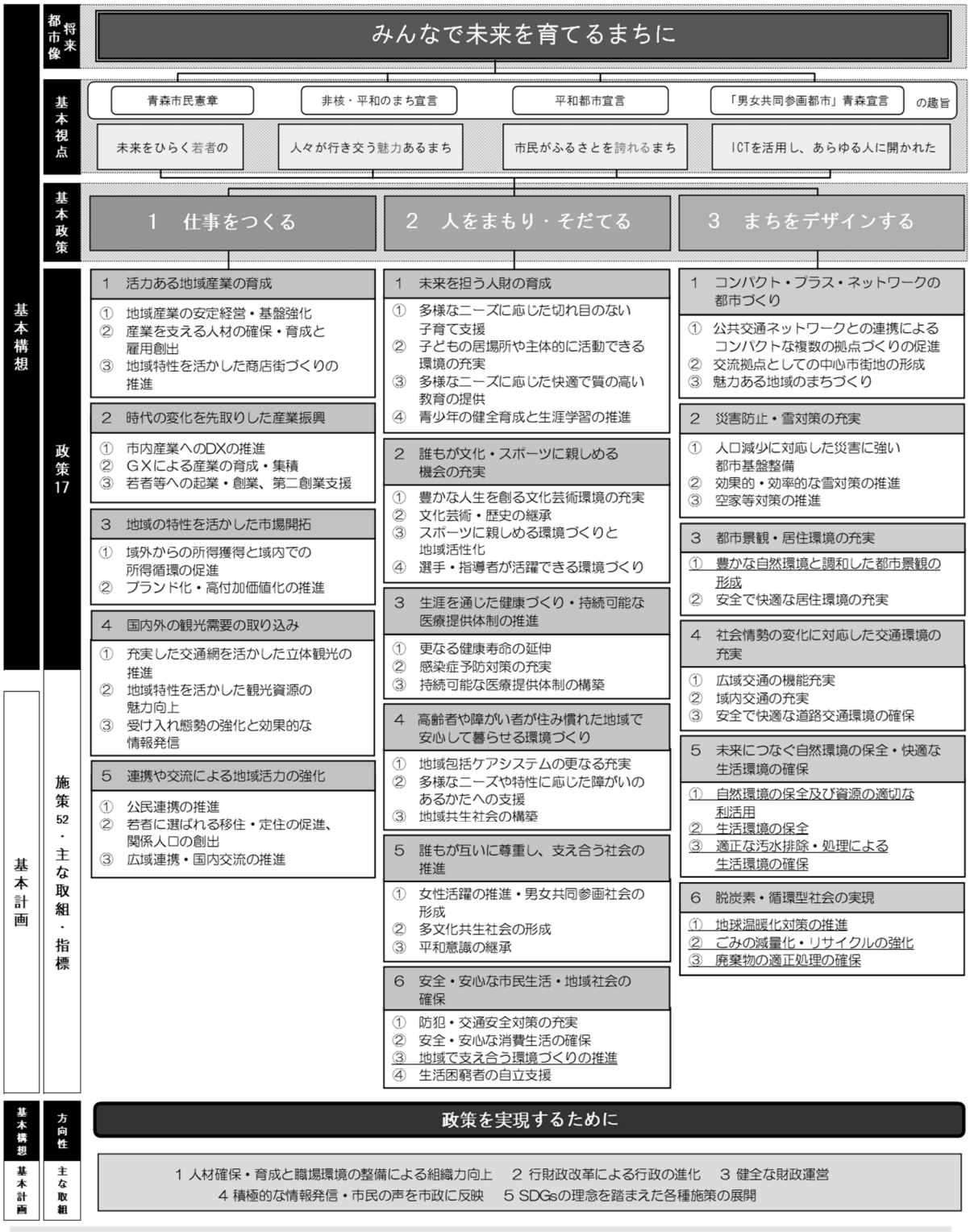
本計画は、青森市環境基本条例第８条に基づく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、本市のまちづくりの最上位計画である青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画として位置づけ、関連する他の個別計画等との整合性を図りながら、環境分野における施策の方向性を示す基本計画となります。

＜計画のイメージ＞



＜青森市総合計画前期基本計画との相関図＞



3　計画の構成

本計画は、計画の目標（第２章)、環境に関する施策（第３章)、環境への配慮行動（第４章)、計画の推進（第５章）で構成されています。

なお、本計画の推進に当たっては、市の実施する施策だけではなく、市民及び事業者による環境の保全及び創造に関する自主的な取組を行うことが不可欠であることから、各主体の環境への配慮行動についての指針も示しています。

4　計画期間

青森市総合計画前期基本計画の個別計画であることを踏まえ、計画終期の整合を図り、計画期間を令和８年度から令和 10 年度までとします。

5　ＳＤＧｓとの関連性

「SDGs（持続可能な開発目標)」は、2015 年（平成 27 年）に国連で採択され、2030 年（令和 12 年）までの達成を目指す国際目標で、貧困の解消や環境保全、経済成長など 17 のゴールからなり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指しています。世界中の国や地域が連携し、地球規模の課題に対応するための指標として活用されています。

本市は、陸奥湾や八甲田連峰といった身近に親しめる自然環境に恵まれており、こうした地域特性を大切に守りながら、現在及び将来世代へ良好な環境を継承していく必要があります。「SDGs」には、気候変動対策や水資源の保全、陸や海の生態系の保護など環境分野の目標が含まれており、本計画を推進することで、持続可能なよりよい未来を目指します。



出典：国連広報センター

第２章　計画の目標

１　めざす将来像

本市は、陸奥湾の豊かな海産資源と八甲田連峰の雄大な自然に恵まれ、四季折々の美しい風景や温泉地、青森のねぶた祭などのほか、縄文遺跡や中世の城跡などの歴史的遺産も多く、豊かな自然と文化が息づくまちであり、それらは市民一人ひとりが誇りを持つ地域資源となっています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化に加え、地球規模で進行する気候変動や生物多様性の損失など、環境への負荷は一層深刻化しています。

私たちは、健康で文化的な生活を営む権利を持つとともに、かけがえのない美しい地球と青森市の恵み豊かな自然を将来世代へ引き継ぐ責務を負っています。

これらを踏まえ、自然豊かで快適な暮らしを守るとともに、気候変動への対応や生物多様性の保全などに取り組み、将来にわたり持続可能な地域社会を市、事業者及び市民が共につくりあげていくため、めざす将来像を次のとおり定めます。

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない
持続可能なふるさと青森市

2　基本目標

めざす将来像の実現に向けて、陸奥湾や八甲田連峰をはじめとした本市の恵み豊かな自然環境を保全するとともに、その自然環境と人の暮らしとの共生や公害対策などが図られた快適な生活環境の確保・向上、持続可能なごみの適正処理、地球温暖化対策と気候変動への適応、また、それら環境の保全と創造に自ら進んで取り組む人材育成が重要となっていることから、施策を推進するための柱となる５つの基本目標を次のとおり掲げます。

～基本目標１　自然環境の保全と地域との共生～

○豊かな自然環境を未来につなぐため、環境負荷の低減に努め、自然環境の保全と地域との共生を図るとともに、意識の醸成を図ります。また、多くの動植物が生息・生育する豊かな自然環境の形成や豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

～基本目標２　快適な生活環境の確保～

○大気汚染をはじめとする公害の防止対策に取り組むとともに、下水道未普及地域の整備や水洗化普及、下水道施設の機能確保などにより快適な生活環境の向上を図ります。

～基本目標３　循環型社会の実現～

○持続可能なごみの適正処理のため、ごみの減量化・資源化に向けた各種啓発活動、効果的な対策を推進するとともに、不法投棄の未然防止や廃棄物の適正処理対策を推進します。

～基本目標４　脱炭素社会の実現～

○効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、森林保全活動や緑化活動などによる緑豊かな自然環境づくりを推進します。

～基本目標５　環境に配慮する人の育成～

○自然環境や生活環境への理解を深めるための情報収集・発信に努めるほか、環境学習の機会の創出による人材育成を推進します。

3　対象の範囲

対象区域は市内全域とし、対象とする環境の項目は基本目標ごとに次のとおりとします。ただし、環境の項目については、これらを限定的に捉えるのではなく、新たな項目が生じた場合には適切に対応していくこととします。

基本目標		環境の項目
1	自然環境の保全と地域との共生	自然環境、生物多様性、都市景観、緑化　など
2	快適な生活環境の確保	大気環境、水環境、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下　など
3	循環型社会の実現	ごみの減量化・資源化、廃棄物の適正処理、不法投棄　など
4	脱炭素社会の実現	地球温暖化対策（省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利活用、吸収源対策)、気候変動　など
5	環境に配慮する人の育成	環境教育・学習、普及啓発　　など 基本目標１～４を推進するための横断的取組

第３章　環境に関する施策

１　施策の体系

めざす将来像の実現に向けて、５つの基本目標と１３の施策を定め、「SDGs」の考え方などを取り入れながら、各施策に取り組みます。

基本目標		施策	
1	自然環境の保全と地域との共生	1	自然環境の保全及び環境負荷の低減
		2	生物多様性の確保
		3	豊かな自然環境と調和した都市景観の形成
2	快適な生活環境の確保	1	大気環境の保全
		2	水環境の保全
		3	身近な生活環境の確保
3	循環型社会の実現	1	ごみの減量化・リサイクルの強化
		2	廃棄物の適正処理の確保
4	脱炭素社会の実現	1	省エネルギー対策の推進
		2	再生可能エネルギー等の利活用の推進
		3	吸収源対策の推進
		4	気候変動への適応
5	環境に配慮する人の育成	1	環境教育・普及啓発活動の推進

基本目標１　自然環境の保全と地域との共生



基本方向

豊かな自然環境を未来につなぐため、環境負荷の低減に努め、自然環境の保全と地域との共生を図るとともに、意識の醸成を図ります。また、多くの動植物が生息・生育する豊かな自然環境の形成や豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

施策の体系

基本目標		施策	
1	自然環境の保全と地域との共生	1	自然環境の保全及び環境負荷の低減
		2	生物多様性の確保
		3	豊かな自然環境と調和した都市景観の形成

現状と課題

○本市に豊かな恵みをもたらしている陸奥湾は閉鎖性の高い水域であり、一旦汚濁が顕在化すると、完全な回復は困難であるとされているほか、十和田八幡平国立公園の一部となる八甲田山系の森林などの豊かな自然環境は住みやすいまちの大切な要素となっていることから、この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことが重要となっています。

○自然環境の保全を進めるためには、市民意識の醸成が重要となっています。

○近年、太陽光発電、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められる中、自然環境への影響など様々な問題が顕在化していることから、再生可能エネルギーと自然環境や地域との共生が求められています。

○八甲田山系及び陸奥湾には多くの動植物が生息・生育して豊かな自然環境を形成しているが、市街地の開発や、日常生活、事業活動などに伴い生じる自然環境の変化による、生態系への影響が懸念されています。

○全国的に野生鳥獣の生息域が拡大し、本市においても、有害鳥獣の市街地への出没が増加し、生活環境や農業に被害が発生していることから、被害の防止のための取組が求められています。

○都市景観に関する市民の意識の醸成や、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、生活様式などの市民共有の財産を守るなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっています。

○豊かな自然環境と調和した都市景観の形成は、大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導に関する事務や樹木の適正な維持管理、緑と花の普及活動など、継続的な取組により効果が得られるものであり、市民に対しての都市景観に関する意識醸成や緑化意識の啓発、また地域住民による緑化活動の支援を継続する必要があります。

施策１　自然環境の保全及び環境負荷の低減

施策の方向性

・自然とのふれあいを通じて自然と環境の大切さを楽しみながら学ぶ学習機会の提供や普及啓発の活動などに取り組み、自然保護意識の醸成を図ります。

・豊かな自然環境を未来につなぐため、環境負荷の低減に努め、自然環境の保全と地域との共生を図ります。

主な取組

・自然と環境の大切さを楽しみながら学ぶ学習機会の提供や普及啓発の活動などに取り組みます。

・清掃活動などの環境保全活動を実施する団体に対する支援や啓発イベントを実施します。

・陸奥湾の環境保全に向けて、陸奥湾沿岸の関係団体と連携して環境保全活動を推進します。

・次世代を担う小学生を対象に、森林の水源涵養やダム湖の貯水機能といった「森と湖」が担う役割について学習する機会を提供します。

・海洋投雪する雪の適切な処理のため、海中に投雪する雪に混じるごみなどの流出を防ぐ雪処理施設の利用を促進します。

・大規模な再生可能エネルギー事業や環境影響評価の対象事業について、青森市環境審議会での意見などを踏まえながら適切に対応し、自然環境の保全と地域との共生を図ります。

・森林や田畑は、洪水発生や土砂の流出を防ぐ貯水作用など、様々な環境保全機能を有することから、開発事業者に対し、各種法令などの順守についての助言・指導を行います。

指標

◎自然保護活動参加者数 ※
…清掃活動や植樹活動などの自然保護活動への参加者数

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
3,381 人	3,587 人

◎陸奥湾の環境基準達成率 ※
…陸奥湾の水質調査（3 地点）における環境基準の達成率

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
92.1%	100%

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

施策２　生物多様性の確保

施策の方向性

・生物多様性への関心を高めるための意識啓発に努めるとともに、多くの動植物が生息・生育する豊かな自然環境の形成を図ります。

・野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣対策に取り組みます。

主な取組

・自然と触れ合うことのできる場や自然観察会などの自然と触れ合う機会の充実により、生物多様性についての意識啓発を図ります。

・関係機関と連携し、生息・生育環境の保全・再生を進めるとともに、開発事業者に対する自然環境への配慮に関する指導により、希少野生動植物の保護を図ります。

・有害鳥獣の捕獲等許可のほか、目撃情報の SNS などによる注意喚起や追い払いなどにより、鳥獣被害の防止を図ります。

・クマなどの出没情報の発信や注意喚起、カメラトラップ調査やゾーニングごとの対応策の整理などにより、市街地侵入抑制を図ります。

・市街地でのクマなどの出没に備えた資機材整備や訓練・講義の実施、捕獲などにより、市民の安全確保を図ります。

指標

◎生物多様性の関心について

…自然環境の保全や貴重な動植物の減少に関心がある人の割合

<現 状> 〔R8（2026）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
74.0%	78.0%

施策３　豊かな自然環境と調和した都市景観の形成

施策の方向性

・都市景観に関する市民意識の醸成や公園・緑地の充実、緑化活動の推進などに努め、市民・事業者・行政が一体となり、本市の豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

主な取組

・市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動の支援をするとともに、官民連携により、地域性豊かな緑化活動を推進します。

・自然環境や歴史・文化的景観資源を保全するとともに、快適で魅力的な市街地景観の形成を図ります。

・市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。

指標

◎景観形成基準適合割合 ※

…一定規模を超える（大規模）行為が景観形成基準に適合している割合

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
100%	100%

◎緑化活動団体数 ※

…自主的に緑化活動を行っている団体数

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
75 団体	77 団体

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

基本目標２　快適な生活環境の確保



基本方向

大気汚染をはじめとする公害の防止対策に取り組むとともに、下水道未普及地域の整備や水洗化普及、下水道施設の機能確保などにより快適な生活環境の向上を図ります。

施策の体系

基本目標		施策	
2	快適な生活環境の確保	1	大気環境の保全
		2	水環境の保全
		3	身近な生活環境の確保

現状と課題

○大気環境はおおむね環境基準を達成し、良好な状態にあるが､引き続き、大気汚染防止法などに基づく常時監視や事業者への立入調査・指導を通じて大気汚染を防止していく必要があります。

○公共用水域（河川、海域）の水質の状況を BOD 又は COD で見ると、おおむね環境基準を達成し良好な状態ではあるが、引き続き、水質汚濁防止法などに基づく常時監視や事業者への立入調査・指導を通じて水質汚染を防止していく必要があります。

○基準を満たさない下水の流入は、下水道施設の処理機能の低下や施設を損傷させるおそれがあることから、事業者はそのような排水を下水道へ流入させないよう適切に処理する必要があります。

○市民の衛生的で快適な生活環境の向上のため、下水道整備や水洗化の普及、汚水処理施設の適切な維持管理を進める必要があります。

○重金属や揮発性有機化合物などによる土壌汚染により、人体への健康被害や生態系への影響が想定されることから、未然防止と実態把握を進めていく必要があります。

○地盤環境については、過去に大きな地盤沈下が発生したものの、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向にあるが、地盤の現状維持と今後の変動への対応の必要性が想定されることから、地盤環境の安定性確保に向けた適切な管理と監視の継続が重要となっています。

○ダイオキシン類は、大気、水質、水底の底質及び土壌の項目で環境基準を達成し、良好な状態にあるが、引き続き、ダイオキシン類による汚染を監視する必要があります。

○騒音・振動や悪臭といった公害に関する苦情は、その内容に応じて適切、迅速な対応が求められる状況が想定されることから、関係機関や地域住民などと協力・連携し、対応していくことが求められています。

施策１　大気環境の保全

施策の方向性

・大気汚染の常時監視及びばい煙発生施設への立入検査・指導を通じ、大気環境の保全に努めます。

主な取組

・大気環境の状況を把握するためにモニタリングを実施し、その結果をホームページなどで公表します。

・大気汚染防止法などの大気に関する環境法令に基づき、事業者に対する立入検査や監視・指導を実施します。

・アスベストが含まれる建築物の解体・改修工事に伴う飛散防止や事前調査の実施を指導します。

指標

◎大気の環境基準達成率

…市内の大気調査（5 地点）における環境基準の達成率

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
95.2%	100%

◎有害大気汚染物質の環境基準達成率

…市内の有害大気汚染物質調査（2 地点）における環境基準の達成率

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
100%	100%

施策２　水環境の保全

施策の方向性

・水質汚染の常時監視及び排水施設への立入検査・指導を通じ、公共用水域の良好な水質維持に努めます。

・下水道施設の処理機能の低下や施設損傷を防ぐため、除害施設の設置及び適正な維持管理が行われるよう、事業者に対する監視・指導を進めることで、下水処理水質の安定化及び生活環境の保全を図ります。

・下水道未普及地域の整備や水洗化普及を進めるとともに、適切な手法による施設の維持管理や計画的な更新改修等による下水道施設の機能確保などにより、市民の衛生的で快適な生活環境の向上を図ります。

主 な 取 組

・河川や海域、地下水の水環境の状況を把握するためにモニタリングを実施し、その結果をホームページなどで公表します。

・水質汚濁防止法などの水質に関する環境法令に基づき、事業者に対する立入検査や指導を実施します。

・除害施設の設置及び適正な維持管理に向けて、事業者に対する監視・指導を行います。

・費用対効果や地域特性などを踏まえ、下水道未普及地域における効果的・効率的な汚水処理施設の整備を進めます。

・公共下水道などの整備地区における未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対する普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。

・下水道施設等の定期的な点検などの適切な手法による維持管理や計画的な改築更新などに取り組みます。

・公共下水道などの整備予定のない地区の住宅を対象とした合併処理浄化槽への転換設置に対する助成により、合併処理浄化槽の設置を促進します。

・浄化槽管理者への啓発・指導などにより、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。

指　　標

◎河川の環境基準達成率

…市内の水質調査（13 地点）における環境基準の達成率

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
100%	100%

◎公共下水道水洗化率 ※

…処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
90.6%	91.7%

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

施策３　身近な生活環境の確保

施策の方向性

・有害物質を取り扱う事業者への指導による土壌汚染の実態把握を通じ、未然防止を図ります。

・地下水採取指定地域における沈下量や揚水量などの現況把握と地盤沈下防止対策に取り組み、地盤環境の安定性の強化を図ります。

・ダイオキシン類の各項目での環境基準の達成に向けた常時監視及び排出事業者への立入検査・指導を通じ、ダイオキシン類による汚染の防止を図ります。

・公害に関する寄せられた苦情への適切、迅速な対応や数値測定、実態把握など、関係機関や地域住民などと協力・連携しながら、生活への影響の抑制と公害問題の対策に取り組みます。

・市民・事業者への意識啓発に取り組みます。

主 な 取 組

・土壌の汚染による健康被害が生じないよう特定有害物質を取り扱う事業者に対し、土壌汚染対策法に基づく調査の実施、汚染の除去などを指導します。

・地下水採取指定地域内の地盤沈下の状況を把握するため、定期的な水準測量を実施します。

・大気、河川、海域、地下水及び土壌について、ダイオキシン類による汚染を把握するためのモニタリングを実施します。

・航空機騒音、新幹線騒音、自動車騒音及び環境騒音について、騒音の状況を把握するためのモニタリングを実施します。

・測量やモニタリングなどの結果をホームページで公表するなどにより、生活環境に関する適切な情報発信に努めます。

・各種関係法令などに基づく検査や指導などの規制の取組を実施することにより、公害の発生の未然防止に努めます。

・市の環境及び公害などについての出前講座を実施することにより、市民・事業者の意識向上を図ります。

指　　標

◎環境騒音の環境基準達成率

…住宅地等の一般騒音調査（24 地点）における環境基準の達成率

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
100%	100%

基本目標３　循環型社会の実現



基 本 方 向

持続可能なごみの適正処理のため、ごみの減量化・資源化に向けた各種啓発活動、効果的な対策を推進するとともに、不法投棄の未然防止や廃棄物の適正処理対策を推進します。

施 策 の 体 系

基本目標		施　策	
3	循環型社会の実現	1	ごみの減量化・リサイクルの強化
		2	廃棄物の適正処理の確保

現 状 と 課 題

○豊かな自然環境や農水産物に恵まれた本市では、可燃ごみに含まれる水分・生ごみ量が全国平均と比較して多いとともに、市民の環境意識にばらつきがあることから、こうした状況に応じたごみの減量化・資源化に向けた取組の推進が重要となっています。

○排出事業者や処理事業者への指導・啓発により、廃棄物の適正処理に関する意識の向上を図っているものの、依然として、不法投棄や一部の事業者などによる不適正処理が発生しており、これらの適正化に向けた取組を推進する必要があります。

○処分期限（2027 年（令和９年）３月３１日）が迫っているポリ塩化ビフェニル廃棄物（低濃度）については、引き続き、適正処理を推進する必要があります。

施策１　ごみの減量化･リサイクルの強化

施策の方向性

・持続可能なごみの適正処理のため、食品ロスの削減や水切りの徹底によるごみの発生抑制、資源回収の促進などを通じて、ごみの減量化・資源化に向けた各種啓発活動のほか、効果的な対策を推進します。

主 な 取 組

・清掃ごよみの配布や出前講座などを通じた情報の発信・啓発活動により、リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の浸透を図ります。

・「３つのきる（使いきる・食べきる・水気をきる）」運動の推進などにより、生ごみの減量や食品ロス削減に取り組み、ごみの減量化を促進します。

・資源物を回収する団体に対する支援やリサイクルに関する情報の発信などにより、ごみの資源化を促進します。

・缶、びん、ペットボトル及びその他のプラスチック類などの資源物の分別の徹底を図ります。

指　　標

◎市民１人１日当たりのごみ排出量 ※

…ごみの排出量を市民１人１日当たりに換算した量（減少を目標とする指標）

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
978ｇ（速報値） 参考値 995ｇ（過去５年平均）	980ｇ

◎リサイクル率 ※

…一般廃棄物の総排出量に占める資源化量の割合

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
14.7%（速報値）	16.3%

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

施策２　廃棄物の適正処理の確保

施策の方向性

・立入検査やパトロールなどの各種監視活動や、不適正処理事業者などへの指導・啓発活動を通じて、引き続き、不法投棄の未然防止や廃棄物の適正処理対策を推進します。

・ホームページを活用した情報発信や保有事業者への助言・指導などを通じて、引き続き、潜在的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を促進します。

主 な 取 組

・市民や事業者へごみの適正な分別・排出及び適正処理に関する啓発活動を行うとともに、ごみを施設に搬入した際の指導を行います。

・一般廃棄物処理業に関する許可のほか、処理事業者に対する検査など適正処理に向けた監視・指導を行います。

・不法投棄に関する通報について、速やかに現場確認を行い、早期の原状回復に向けた取組を進めます。

・パトロール、監視カメラ・不法投棄警告看板の設置などにより、不法投棄の早期発見・未然防止を図ります。

・関係機関などと連携した産業廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、適正処理ガイドブックの配布などを通じて、排出・処理事業者の意識啓発に取り組みます。

・産業廃棄物処理業に関する許可のほか、排出・処理事業者に対する立入検査など適正処理に向けた監視・指導を行います。

・使用済み自動車の引取業などに関する登録・許可のほか、登録・許可事業所に対する立入検査など適正処理に向けた監視・指導を行います。

・PCB 廃棄物の適正処理に向けた周知啓発のほか、保有事業者への助言・指導を行います。

指　　標

◎廃棄物処理施設などの適合率 ※

…立入検査において、適正処理を確認できた廃棄物処理事業者や事業用施設の割合

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
88.4%	97.6%

◎市民などからの不法投棄通報件数 ※

…市民などの通報により不法投棄を確認し、対応した件数（減少を目標とする指標）

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
59 件	24 件

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

基本目標４　脱炭素社会の実現



基本方向

効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、森林保全活動や緑化活動などによる緑豊かな自然環境づくりを推進します。

施策の体系

基本目標		施策	
4	脱炭素社会の実現	1	省エネルギー対策の推進
		2	再生可能エネルギー等の利活用の推進
		3	吸収源対策の推進
		4	気候変動への適応

現状と課題

○夏が短く冬が長い冷涼型の気候である本市では、冬期間の暖房・融雪のため灯油などのエネルギー使用量が多くなっていることから、住宅や事業所の高断熱化や省エネルギー設備の導入が必要となっています。

○市民や事業者の更なる省エネ行動促進に向け、効果的な情報発信が必要となっています。

○市域における部門別温室効果ガス排出量は、運輸部門からの排出量が多く、また、日常的な移動手段としての自家用車利用の割合も高いことから、公共交通機関の利用促進や次世代自動車への転換、物流の効率化などの運輸部門における環境負荷の低減が必要となっています。

○世界でも有数の豪雪地帯である本市では、積雪や冬季期間の日照不足のため太陽光発電設備による発電量が減少することなどから、その導入に対して消極的であると考えられます。

○再生可能エネルギー設備の導入によって得られる光熱水費などの削減効果が不明確と考えられることから、設備導入による費用対効果などの適切な情報の発信が必要となっています。

○近年、太陽光発電、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められる中、自然環境への影響など様々な問題が顕在化していることから、再生可能エネルギーと自然環境や地域との共生が求められています。（基本目標１再掲）

○森林による二酸化炭素吸収機能の発揮と維持・増加を図るため、適切な森林管理や都市の緑化、藻場の再生などブルーカーボンに関する取組が重要となっています。

○年平均気温の上昇や真夏日の増加、短期的での集中的な降水や降雪、陸奥湾の海水温の上昇がみられることから、多方面で気候変動の影響が懸念されます。

施策１　省エネルギー対策の推進

施策の方向性

・国や関係機関との連携により、住宅や事業所における高断熱化や省エネルギー設備の導入の普及・啓発を図りながら、効率的なエネルギー利用を推進します。

・市域における運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、次世代自動車の普及に向けた支援や移動手段の見直しによる「smart move（スマートムーブ）」などに取り組み、環境負荷の少ないモビリティを推進します。

主 な 取 組

・住宅や事業所におけるエネルギー使用量が多い空調機器などの省エネルギー設備の導入、建物のエネルギー消費量削減に向けた高断熱化などについて、国や県などと連携しながら推進します。

・地球温暖化防止活動推進センターのほか、地球温暖化対策に取組む団体などと連携し、地球温暖化対策に関する学習の機会の提供や普及啓発活動に取り組みます。

・ホームページやリーフレット、SNS などを通じた温室効果ガス削減の必要性や効果などの情報発信に努めます。

・環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶことを意識し、環境に配慮した物品などの調達に努めます。

・電気自動車などの次世代自動車の導入及びカーシェアリングを推進します。

・公共交通機関の利用及び再配達の削減などによる物流の効率化を促進します。

指　　標

◎温室効果ガス排出量削減率 ※
…2013 年度を基準とした市域における温室効果ガス排出量の削減率（減少を目標とする指標）

<現 状> 〔R5（2023）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
△30.4%	△42.5%

◎次世代自動車の普及割合
…県内の全登録車数に対する次世代自動車数の割合
（大型特殊自動車、被けん引車、小型二輪自動車及び軽自動車を除く）

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
26.8%	29.8%

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

施策２　再生可能エネルギー等の利活用の推進

施策の方向性

・国や関係機関との連携により、積雪寒冷地などの地域特性に即した再生可能エネルギー設備の導入支援や温室効果ガス削減効果に関する情報発信に努めながら、再生可能エネルギーの利活用を推進します。

・再生可能エネルギーについての理解を深め、再生可能エネルギー設備の導入や利活用、エネルギー源を化石燃料から非化石燃料への転換の推進を図ります。

主 な 取 組

・太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入による温室効果ガス削減効果などの情報発信に努めます。

・住宅や事業所における再生可能エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替えを推進します。

・自然環境や地域の生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を図ります。

指　　標

◎住宅用太陽光発電設備の導入件数

…太陽光発電（10kw 未満）設備導入件数（比較的小規模な設備で住宅等に設置されるもの）

<現 状> 〔R5（2023）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
1,940 件	3,242 件

施策３　吸収源対策の推進

施策の方向性

・森林などによる二酸化炭素吸収機能の重要性について地域一帯で理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、森林保全活動や地域における緑化活動などにより緑豊かな自然環境づくりを推進します。

主 な 取 組

・森林やアマモなどの海洋生態系による二酸化炭素の吸収効果に関する情報発信に努めます。

・地域の植樹イベントや緑化活動への参加及び家庭や事業所における緑化を推進します。

・市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動の支援をするとともに、官民連携により、地域性豊かな緑化活動を推進します。（基本目標 1-施策 3 再掲）

・市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。（基本目標 1-施策 3 再掲）

・国や県、関係機関との連携によりあおもり駅前ビーチなどにおけるブルーカーボンに関する取組を推進します。

指　　標

◎吸収源対策に取組む連携団体数

…市との連携協定により吸収源対策に取組む事業者や市民団体などの数

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
2 者	3 者

◎自然保護活動参加者数 ※（基本方針 1-施策 1 再掲）

…清掃活動や植樹活動などの自然保護活動への参加者数

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
3,381 人	3,587 人

◎緑化活動団体数 ※（基本方針 1-施策 3 再掲）

…自主的に緑化活動を行っている団体数

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
75 団体	77 団体

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

施策４　気候変動への適応

施策の方向性

・国や県などの関係機関と気候変動に関する認識・情報を共有し、連携しながら気候変動への適応を図ります。

主 な 取 組

・熱中症による健康被害を防止するため、関係機関との連携により夏季に常時開設する涼み処や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定など、熱中症対策に取り組みます。

・気候変動による自然災害への対応のほか、農林水産業や経済活動などの各分野における影響について、国や県などとの情報共有や連携した適応策の推進に取り組みます。

指　　標

◎涼み処の指定箇所数

…暑さをしのぐため市民に開放する涼み処の指定箇所数

<現 状> 〔R8（2026）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
116 箇所	119 箇所

◎熱中症対策に取組む連携団体数

…市との連携協定により熱中症対策に取組む事業者や市民団体などの数

<現 状> 〔R7（2025）〕	<目 標> 〔R10（2028）〕
３者	４者

基本目標５　環境に配慮する人の育成



基本方向

自然環境や生活環境への理解を深めるための情報収集・発信に努めるほか、環境学習の機会の創出による人材育成を推進します。

施策の体系

基本目標		施策	
5	環境に配慮する人の育成	1	環境教育・普及啓発活動の推進

現状と課題

○環境に関する様々な問題が顕在化している中、１人ひとりが自分ごととして捉えられるよう、ライフスタイルや行動の変容を促すための環境教育や普及啓発への取組が必要となっています。

○自然環境の保全を進めるためには、市民意識の醸成が重要となっています。
（基本目標１再掲）

○豊かな自然環境と調和した都市景観の形成は、大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導に関する事務や樹木の適正な維持管理、緑と花の普及活動など、継続的な取組により効果が得られるものであり、市民に対しての都市景観に関する意識醸成や緑化意識の啓発、また地域住民による緑化活動の支援を継続する必要があります。
（基本目標１再掲）

○市民や事業者の更なる省エネ行動促進に向け、効果的な情報発信が必要となっています。（基本目標４再掲）

施策１　環境教育･普及啓発活動の推進

施策の方向性

・市民・事業者が参加できる環境学習の機会を創出し人材育成を推進します。

・地域における地球温暖化や自然環境、生活環境への理解を深めるため、国や関係機関と連携しながら情報収集・発信に努めます。

主 な 取 組

・環境の状況や環境保全活動などの情報収集に努め、ホームページや広報、啓発イベントなどの開催など様々な方法で提供し、環境に対する関心の向上を図るとともに、市民・事業者が自発的に情報を得ることができる環境の整備に努めます。

・自然と環境の大切さを楽しみながら学ぶ学習機会の提供や普及啓発の活動などに取り組みます。（基本目標 1-施策 1 再掲）

・次世代を担う小学生を対象に、森林の水源涵養やダム湖の貯水機能といった「森と湖」が担う役割について学習する機会を提供します。（基本目標 1-施策 1 再掲）

・市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動の支援をするとともに、官民連携により、地域性豊かな緑化活動を推進します。（基本目標 1-施策 3 再掲）

・地球温暖化防止活動推進センターのほか、地球温暖化対策に取組む団体などと連携し、地球温暖化対策に関する学習の機会の提供や普及啓発活動に取り組みます。（基本目標 4-施策 1 再掲）

・市民や事業者、各種団体による温室効果ガス排出量削減に向けた情報共有や意見交換を通じ、各主体による具体的な実践策の取組を働きかけます。

・清掃ごよみの配布や出前講座などを通じた情報の発信・啓発活動により、リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の浸透を図ります。
（基本目標 3-施策 1 再掲）

・ホームページやリーフレット、SNS などを通じた温室効果ガス削減の必要性や効果などの情報発信に努めます。（基本目標 4-施策 1 再掲）

指　　標

◎青森市地球温暖化防止活動推進員数
…市が委嘱する地球温暖化防止活動推進員の人数

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
11 人	12 人

◎自然保護活動参加者数 ※
（基本方針 1-施策 1 再掲）
…清掃活動や植樹活動などの自然保護活動への参加者数

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
3,381 人	3,587 人

◎緑化活動団体数 ※
（基本方針 1-施策 3 再掲）
…自主的に緑化活動を行っている団体数

<現 状>〔R7（2025）〕	<目 標>〔R10（2028）〕
75 団体	77 団体

※…市総合計画前期基本計画で設定している指標。

第４章　環境への配慮行動

１　環境への配慮行動

めざす将来像である「人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市」を実現するためには、市が環境施策を推進していくとともに市民及び事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減に取り組んでいくことが必要です。

ここでは、市民及び事業者それぞれの立場において環境に配慮した具体的な行動の例を示します。

市民による環境への配慮行動

◇ 自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。

・山道や歩道以外の場所に立ち入らないようにします。
・自分が出したごみは捨てずに持ち帰ります。

◇ 野生生物との共生・共存に努めます。

・カラスやハトなどの野生動物の餌付けをしません。
・クマの誘因物となるものを屋外に放置しないよう、適切に管理します。

◇ 身近な緑の保全に努めます。

・公園の樹木や街路樹を大切にします。
・身の回りの緑化や地域の植樹活動に参加します。
・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう所有地の適正管理に努めます。

◇ 大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。

・石けんや洗剤は適切な量を使用します。
・使用済みの油などを排水口に流さないようにします。

◇ 生活環境を良好に保つよう努めます。

・近隣に迷惑をかけないよう、生活騒音に配慮します。

◇ ごみの発生が少ない生活を心掛けます。

・マイボトルの携帯や使い捨てプラスチック製品の利用を控え、詰め替え商品の選択を心掛けます。
・製品を修理して長く大切に使います。
・食材は「使い切る」、作った料理は「食べきる」、生ごみは「水気をきる」の「3つのきる」を心掛けます。

◇ ごみの資源化に努めます。

・分別を徹底し，地域のルールを守ってごみを排出します。

◇ 日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。

・夏は軽装、冬は暖かい服装などにより冷暖房の適切な温度管理に努めます。
・電気、ガス、水などの省エネを意識したライフスタイルを選択します。
・『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。

◇ 環境に配慮した消費活動を実践します。

・製品を購入する際は、省エネルギー性能の高い機器を選びます。
・住宅の高断熱化・高気密化を意識した住まいづくりを検討します。
・住宅に再生可能エネルギー設備を取り付けることを検討します。
・徒歩や自転車、公共交通機関を利用しての移動を心がけます。
・農産物の地産地消に努めます。
・エコマークなどを参考に環境にやさしい商品やサービスを利用します。
・車の運転はエコドライブを心掛け、車を購入するときは環境性能に優れたもの検討します。
・再配達の削減を図るため、置き配のほか、配送日時の指定や自宅外での受け取りなど、受け取り方法を工夫します。

◇ 環境について積極的に情報収集を行い、学ぶよう努めます。

・豪雨や猛暑などの異常気象に備えるため、気象情報に注意します。
・環境に関するイベントやセミナーなどに参加します。
・学んだ内容を家族や友人など周りの人たちと共有します。

◇ 環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。

・地域の清掃活動や植樹活動などに参加します。

事業者による環境への配慮行動

◇ 自然環境の保全に努めます。

・開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行います。
・天然林などの優れた自然を残すよう努め、開発の際は、代替となる森林の整備に努めます。

◇ 緑地の保全と適正管理に努めます。

・事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

◇ 環境への負荷の低減に努めます。

・事業場からの排出水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
・化学物質の管理と情報提供を適正に行い、環境汚染を未然に防止します。
・環境ラベルのある製品を優先するなど、グリーン購入に努めます。

◇ 良好な生活環境の確保に努めます。

・事業を通じて発生する騒音や振動の低減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
・施設を適正に管理し、悪臭など公害の発生防止に努めます。

◇ 廃棄物の発生・排出を抑制します。

・製造・建設・流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。
・環境に配慮した製品やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努めます。

◇ 事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。

・繰り返し使用可能な梱包材を導入するよう努めます。
・資源化可能な製品の自主回収など資源循環の推進に努めます 。

◇ 事業活動でのエネルギーの効率的な利用を進めます

・太陽光など再生可能エネルギーの利活用を進めます 。
・建物の高断熱・高気密化、各種設備や輸送手段の高効率化を進め、消費エネルギーを削減します。
・エコドライブの推進や、環境性能に優れた自動車の導入を検討します 。
・事業者として、『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。

◇ 環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。

・生産過程で排出する温室効果ガスの削減に努めます。
・製品の省エネルギー化に向けた性能の向上、消費やサービスの提供時に発生する温室効果ガスの削減に努めます。

◇ 事業者の社会的責任を認識し、自主的に行動します。

・節電などの取組方針や目標を設定し、担当者が実施状況を確認します。
・従業員に対する研修や環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。

◇ 環境保全や環境学習の取組を通じて社会貢献に努めます。

・清掃活動や植樹活動などに事業者として参加します。
・市民団体などの環境保全活動に対する参加、協力、支援を行います。

第５章　計画の推進

１　計画の推進に向けて

本計画のめざす将来像を実現するために、市庁内における連携した取組のほか、市民及び事業者、その他の関係する組織・団体など、多様な主体の各自の取組に加え、相互の連携・協働によって、本計画の実効性を高め、効果的な推進を図ります。

市庁内における連携

本計画の趣旨及び施策などの周知啓発に努めるとともに、庁内の各部局と連携により施策の推進を図ります。

市民及び事業者、その他の関係する組織･団体との連携･協働

市民や事業者の主体的な環境への配慮行動の実施のため、環境に関する各種情報について、市ホームページや広報、SNS などを活用した積極的な情報の提供や学習機会の提供などに努めるとともに、環境に関する取組を実施する民間企業や市民活動団体などの多様な主体との連携・協働により施策の推進を図ります。

国･県･他市町村との連携

市域を超えて対応する必要のある広域的な環境に関する問題・課題の解決に向けては、広域的な視点により国や県、周辺市町村などとの連携・協力を図りながら、施策の推進を図ります。

２　計画の進行管理

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、各施策の取組状況を定期的に把握し、点検・評価を行い、必要に応じて各施策の見直しを行います。

施策の整合性の確保

施策や事業などの立案・推進に当たっては、本計画との整合を図ります。

各施策の指標の設定および活用

環境の状況や施策の進捗状況を点検・評価するため、全ての施策に目標とする指標を設定し、本計画の実効性を高め、効果的な進行管理に努めます。

各施策の実施状況の評価･公表

青森市環境基本条例に基づき、本市の環境の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況やその評価などをまとめた報告書を毎年度作成し公表します。

また、本計画及びその他の環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について調査審議するための市の附属機関である青森市環境審議会において、施策の進捗状況に関する意見をいただくとともに、必要に応じて、計画の見直しについての調査・審議を行います。

資料編

1　青森市の概要

（1）位置・地勢

青森市は本州最北端にある青森県の中央部に位置しています。本市は、明治 31 年に市制施行して以来、青森県の県庁所在地として、また、東北新幹線･北海道新幹線、青い森鉄道線･奥羽本線、国道 4 号･7 号、東北自動車道、青森空港などの高速交通体系が整備されるなど、交通の要衝として発展を続けています。

平成 17 年には浪岡町と合併し、平成 18 年に青森県内初の中核市へ移行しました。



青森県図

表 1　青森市の位置、面積

位置		面積 (km²)	広ぼう			
北緯	東経		極東	極西	極南	極北
40° 49′	140° 45′	824.61	東岳東経	吉野田	荒川北緯	後潟北緯
			140° 59′	140° 31′	40° 36′	40° 58′

出典：国土交通省 HP より本市作成

北部は陸奥湾に面し、南部には八甲田連峰や大釈迦丘陵、東部には東岳山地、西部には津軽山地、津軽平野など、雄大な自然環境に恵まれ、三内丸山遺跡・小牧野遺跡・浪岡城跡・高屋敷館遺跡といった貴重な史跡や、日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」、さらには全国トップレベルの生産量を誇るりんごなど、ここにしかない豊かな地域資源を多数有しています。

（2）気象

本市の気象は冷涼型で、夏は短く冬は長いという特色があります。平成 3 年（1991 年）から令和 2 年（2020 年）までの 30 年間の気温の平年値は 10.7℃、降水量は 1350.7㎜ となっています。冬は積雪量が非常に多く、市全域が特別豪雪地帯に指定されています。

表2　青森市の気象（平均気温、降水量など）

年	日平均気温 (℃)	降水量合計 (mm)	日照時間 (h)	最深積雪 (cm)	雪日数 (日)
令和3年	11.5	1382.5	1785.7	129	106
令和4年	11.3	1721.5	1772.1	149	107
令和5年	12.6	1316.0	1821.4	103	96
令和6年	12.3	1437.0	1701.0	64	110
令和7年	12.3	1566.0	1725.5	150	115

出典：気象庁 HP より本市作成

（3）人口・世帯

令和 8 年 4 月 1 日現在の人口は 257,058 人、世帯数は 135,028 世帯となっています。

表 3　青森市の住民基本台帳（基準日 4 月 1 日）

年度	人口（人）			世帯数（世帯）
	男	女	総数	
令和 4 年度	127,032	145,720	272,752	136,781
令和 5 年度	125,562	143,533	269,095	136,490
令和 6 年度	123,604	141,469	265,073	136,059
令和 7 年度	121,797	139,430	261,227	135,728
令和 8 年度	119,802	137,256	257,058	135,028

（4）その他

◆日本の音風景 100 選

環境省は、日常生活の中で耳を澄ませば聞こえてくるような様々な音についての再発見を促し、良好な音環境を保全するための、地域に根ざした取組を支援していくことを目的に、平成 8 年 7 月 1 日に音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件について、「日本の音風景 100 選」として認定しました。

本市からは、はねと達の勇壮なかけ声や太鼓の音、囃子の笛の音で夏の風物詩となっている「青森ねぶた祭」の音が選ばれています。



（青森ねぶた祭）

◆私たちの名水

環境省では、国民の水資源保全への意欲を喚起し、積極的な保護への参加を促進するため昭和 60 年に、全国の身近で清澄な水の中から「名水百選」を選定しました。

これを契機に、県では翌年に、人々の生活に密着し、かつ故事来歴のある清水を「私たちの名水」として認定し、本市では横内川(水源地上流部)、安田水天宮、十和田霊泉が選ばれています。



（十和田霊泉）

2　計画策定の経過

年月日	経過内容
令和 7 年 12 月 24 日	青森市環境基本条例　施行
令和 8 年 3 月 25 日	青森市環境審議会　組織会及び令和 7 年度第 1 回会議
令和 8 年 5 月 12 日～6 月 1 日	計画策定に係る市民・事業者アンケート調査実施
令和 8 年 7 月 22 日	青森市環境審議会　令和 8 年度第 1 回会議
令和 8 年 10 月 1 日	青森市環境審議会　令和 8 年度第 2 回会議
令和 8 年〇月〇日～〇月〇日	わたしの意見提案制度（パブリックコメント）実施【予定】
令和 9 年〇月〇日	青森市環境審議会　令和 8 年度第 3 回会議【予定】
令和 9 年〇月〇日	令和 8 年度第〇回定例庁議において(仮称)青森市環境基本計画 策定【予定】

3　青森市環境審議会委員名簿

役職	氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)　※敬称略	職業等　※任用時点
会長	本田　明弘（ﾎﾝﾀﾞ　ｱｷﾋﾛ）	青森公立大学　経営経済学部　特別教授
副会長	小玉　成人（ｺﾀﾞﾏ ﾅﾙﾋﾄ）	八戸工業大学　工学部　教授
	柏谷　至（ｶｼﾜﾔ ｲﾀﾙ）	青森大学　社会学部　教授
	加藤　千尋（ｶﾄｳ ﾁﾋﾛ）	弘前大学　農学生命科学部　准教授
	鎌田　亮（ｶﾏﾀ ﾘｮｳ）	北里大学　獣医学部　教授
	権藤　貞浩（ｺﾞﾝﾄﾞｳ ｻﾀﾞﾋﾛ）	青森県建築士会　会員
	白鳥　五大（ｼﾗﾄﾘ ｺﾞﾀﾞｲ）	青森市地球温暖化防止活動推進センター　センター長
	関下　斉（ｾｷｼﾀ ﾋﾄｼ）	日本野鳥の会青森県支部　支部長
	田中　正子（ﾀﾅｶ ﾏｻｺ）	青森商工会議所　議員
	辻村　收（ﾂｼﾞﾑﾗ ｵｻﾑ）	青森市森林博物館　館長
	土井　良浩（ﾄﾞｲ ﾖｼﾋﾛ）	弘前大学大学院地域社会研究科　准教授
	西田　文豪（ﾆｼﾀ ﾌﾐﾀｹ）	青森市リサイクル環境協議会　会長
	蒔苗　均（ﾏｶﾅｴ ﾋﾄｼ）	（公募）
	三浦　英樹（ﾐｳﾗ ﾋﾃﾞｷ）	青森公立大学　経営経済学部　教授

計 14 名（任期：令和 8 年 3 月 25 日～令和 10 年 3 月 24 日）

4　関係法令等

○青森市環境基本条例

令和７年１２月２４日
条例第２９号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
　第一節　施策の基本方針（第七条）
　第二節　環境基本計画（第八条・第九条）
　第三節　環境の保全及び創造のための施策等（第十条―第二十条）
　第四節　地球環境の保全の推進（第二十一条）
第三章　環境審議会（第二十二条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条）
附則

前文

青森市は、青森県の中央部に位置し、北は陸奥湾に面して青森平野が広がり、東から南にかけては奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰が連なり、西は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へと続く雄大な自然環境に恵まれたまちである。また、縄文遺跡や中世の城跡などの文化的資源は、先人たちがこの豊かな自然から多くの恩恵を受けながら、伝統や文化をはぐくんできたことを今に伝えている。

しかしながら、近年の効率性や利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、私たちに物質的な豊かさをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない美しい地球と、ふるさと青森市の恵み豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このような権利と責務の下に、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市を、市、事業者及び市民が共につくりあげていくため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

三　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

４　地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることに鑑み、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第四条　市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の適正な処理等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

３　前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第六条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の発生の抑制等により、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節　施策の基本方針

第七条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

一　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

二　生物の多様性の確保が図られるとともに、人と自然が共生する良好な環境が確保されるよう、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

三　市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。

四　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築が図られること。

五　地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節　環境基本計画

（環境基本計画）

第八条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　環境の保全及び創造に関する目標

二　環境の保全及び創造に関する施策の方向

三　前二号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、青森市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第九条　市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第三節　環境の保全及び創造のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十条　市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

（環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生）

第十一条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、再生可能エネルギー発電事業について、自然環境、景観、歴史・文化等との共生を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第十二条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

３　前二項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第十三条　市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備等）

第十四条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第十五条　市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、再生資源その他環境の負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第十六条　市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第十七条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間

団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第十八条　市は、第十六条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第十九条　市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

２　市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第二十条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第四節　地球環境の保全の推進

第二十一条　市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

２　市は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第三章　環境審議会

（環境審議会）

第二十二条　市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、環境の保全及び創造に関する施策について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第二十三条　審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

一　学識経験を有する者

二　関係団体の代表者

三　関係行政機関の職員

四　その他市長が必要と認める者

２　前項の委員の定数は、二十人以内とする。

３　委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

５　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

６　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　審議会は、審議のために必要があると認めるときは、職員その他関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（部会）

第二十五条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6　部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

第二十六条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2　青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（青森市費用弁償条例の一部改正）

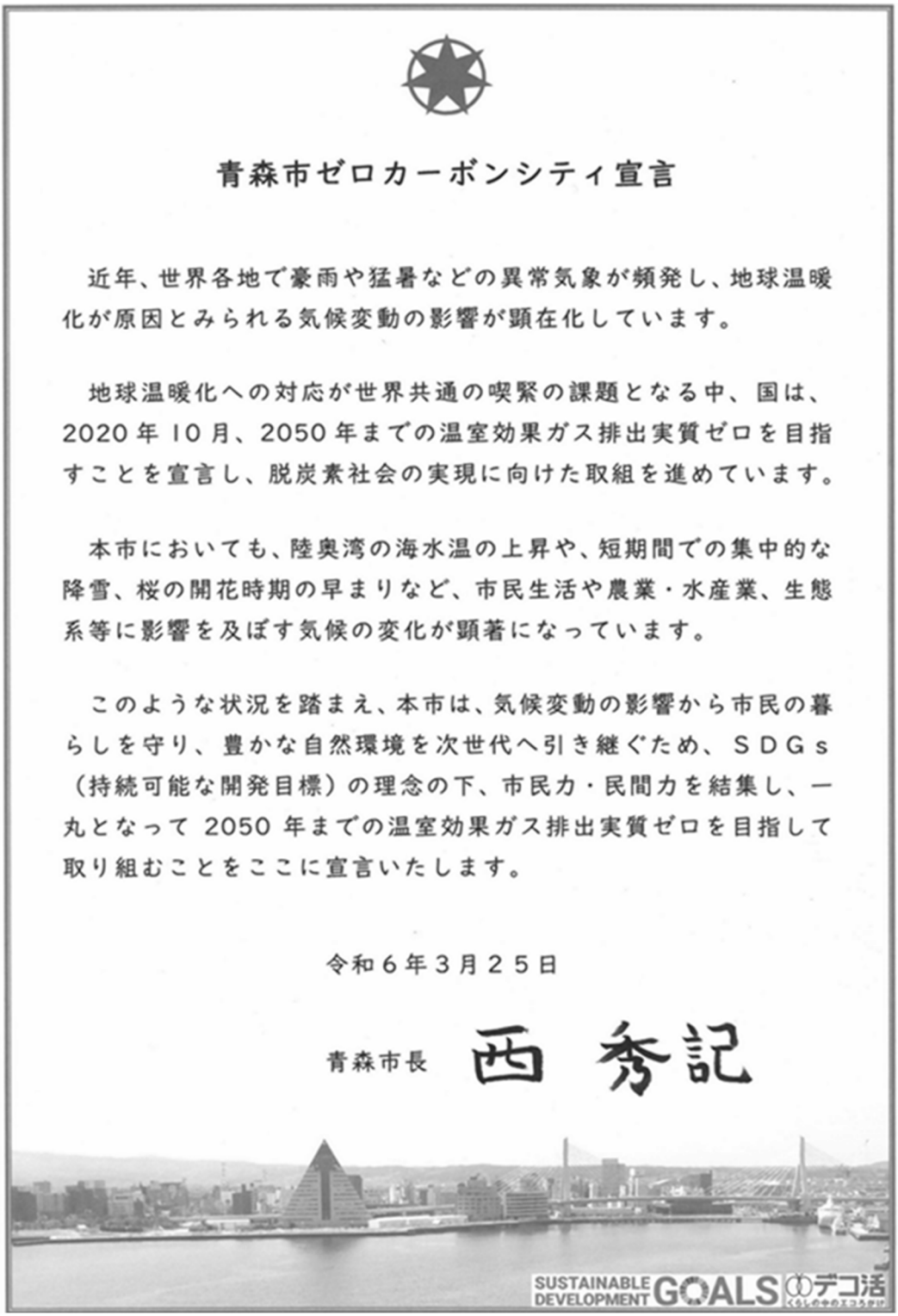
3　青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○青森市ゼロカーボンシティ宣言

本市では、令和6年3月25日に2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

気候変動の影響から市民の暮らしを守り、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、市民力・民間力を結集し、一丸となって2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組みます。



青森市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地で豪雨や猛暑などの異常気象が頻発し、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響が顕在化しています。

地球温暖化への対応が世界共通の喫緊の課題となる中、国は、2020年10月、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

本市においても、陸奥湾の海水温の上昇や、短期間での集中的な降雪、桜の開花時期の早まりなど、市民生活や農業・水産業、生態系等に影響を及ぼす気候の変化が顕著になっています。

このような状況を踏まえ、本市は、気候変動の影響から市民の暮らしを守り、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の理念の下、市民力・民間力を結集し、一丸となって2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組むことをここに宣言いたします。

令和６年３月２５日

青森市長　西　秀記

青森市ゼロカーボンシティ宣言書

5　用語解説

【A～】

・BOD

生物化学的酸素要求量。生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位は mg/L で表示される。BOD 値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

・COD

化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 mg／L で表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。

【ア行】

・アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物のことであり、保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が極めて細いことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもっており、石綿肺や中皮腫、肺がんなどの肺疾患を引き起こすことが知られている。

・ウェルビーイング

well（よい）と being（状態）からなる言葉で、「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」をいう。世界保健機関（WHO）憲章（1946 年採択、1948 年発効）では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます。（日本 WHO 協会仮訳）」とされている。

・温室効果ガス

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気から下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン(HFC）のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄（SF6）、三フッ化窒素（NF3）の 7 物質が温室効果ガスとして定義されている。

【カ行】

・環境影響評価

環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめ、事業の実施が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討することにより、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止し、事業の内容を環境保全上より望ましいものにしていく仕組みのこと。

・環境基準

環境基本法第 16 条で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。

・環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 2 条第 3 項）

・環境の保全と創造
「保全」とは、現在享受している恵み豊かな自然環境や生活環境、地球環境について環境への影響を回避・低減し、良好な状態で残し、維持していくこと。「創造」とは、環境を保全するだけでなく、環境への影響によって損なわれた環境についても本来の状態に向けた回復や再生、代償措置等によって創出し次世代へ継承していくこと。

・揮発性有機化合物
トルエン等の揮発性（蒸発し、気体となって分散しやすい性質）を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれる。

・グリーン購入
国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）いわゆるグリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

・公共用水域
水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。なお、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除く。

【サ行】

・再生可能エネルギー
有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等の化石燃料や原子力と対比し、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指す。

・次世代自動車
窒素酸化物や粒子状物資などの大気汚染物質や、温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などがある。

・重金属
比重 4 以上の金属の総称。重金属類は、一般に体内に蓄積する傾向があり、有害なものが多いことから、水質汚濁防止法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムなどが、大気汚染防止法では、鉛とカドミウムが規制対象となっている。

・循環型社会
廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

・循環共生型社会
国の第六次環境基本計画が目指す「ウェルビーイング（高い生活の質）が実現された社会像・ビジョン」であり、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会のこと。

・水源涵養
森林が保有している、降水が一気に河川に流出し急激に増水することを抑制したり、降水を多く貯えてゆっくり時間をかけて流し出したりする働きのこと。

・生物多様性
自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念である。地球の生態系の中では生物が刻一刻と生まれ、死に、エネルギーが流れ、水や物質が循環しているが、こうした自然界の動きも視野に入れた考え方である。生物多様性は遺伝子、種、生態系の３つのレベルでとらえられることが多い。

・ゾーニング
場所や空間を用途や機能、目的に合わせてグループごとに区分けして配置する計画のこと。

【タ行】

・ダイオキシン類
　有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD、75 種類)とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF、135 種類)の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では PCDD 及び PCDF にダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。多量の暴露では発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能、免疫機能への影響が報告されている。

・脱炭素社会
　地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、森林などによる吸収量差し引きで「実質ゼロ」にする社会のこと。

・地球温暖化活動推進員
　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者で、県や市町村の長が委嘱する。

・地球温暖化防止活動推進センター
　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことなどにより、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を目的とする団体として、国、県、市町村の長が指定する。

・デコ活
　二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と、活動・生活を組み合わせた新しい言葉であり、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促すための国民運動のこと。

【ハ行】

・ブルーカーボン
　沿岸・海洋生態系が光合成により CO2 を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。

・ポリ塩化ビフェニル（PCB）
　人工的に作られた油状の化学物質であり、主に変圧器やコンデンサ、照明器具の安定器等の電気機器において絶縁油として使用されていたが、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年に製造が禁止されている。

青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

1　自然をたいせつにし
　　美しいまちにしましょう

1　元気に働き
　　活気のある豊かなまちにしましょう

1　たがいに助け合い
　　あたたかいまちにしましょう

1　笑顔でふれあい
　　明るく平和なまちにしましょう

1　楽しく学び
　　いきがいを感じるまちにしましょう

平成17年4月27日制定



市の木
【あおもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】

（仮称）青森市環境基本計画
令和９年〇月策定

編　　集　青森市環境部環境政策課
〒030-0801　青森市新町一丁目３番７号
電　　話　０１７－７１８－０２８６
ＦＡＸ　０１７－７１８－１０８３
ＨＰ　https://www.city.aomori.aomori.jp/